

警備業務の取引に関する実態調査について

平成31年4月17日 公正取引委員会事務総局

1 実態調査(書面調査)の概要

- ・ 警備業者1000名に発送し, 459名が回答(回収率45.9%) <2月28日締め>
- ・ 取引額上位3名との取引内容等について調査

2 回答者の概要

- ・ 回答者(459名)の80%超が, 資本金額が5000万円以下又は従業員数が99人以下の事業者であった。
- ・ 回答者(459名)の90%超が, 施設警備(機械以外)又は交通誘導・雑踏警備を実施している事業者であった。

3 取引額上位3名との取引

- ・ 回答者(459名)のうち, 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがある事業者は52名(11%)であり, 52名の資本金額は全て5000万円以下であった。
- ・ 52名に対して優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為をした取引先は91名であり, 91名のうち約70%が建設業者であった。
- ・ 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為をした取引先(91名)から52名が請け負っているのは, 施設警備(機械以外)又は交通誘導・雑踏警備がほとんど(97%)であった。

警備業務の取引に関する実態調査について

4 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為

- ・ 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為は、不当な給付内容の変更（取引先45名）、不当な経済上の利益の提供要請（取引先23名）の順に多かった。

<具体的事例>

(1) 不当な給付内容の変更

- ・ 雨天により工事が中止された際、当日朝に電話で中止が連絡されるだけで、規定のキャンセル料が支払われなかったことがある。
- ・ 当日になって、「工事現場の職人が手配できていない」や「機材が届いていない」という理由で発注が一部キャンセルされたことから、予定していた警備員を他の現場に行かせたが、それに要した交通費が支払われなかったことがある。

(2) 不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 「事故防止費」や「安全協力費」という名目で、毎月の取引額の0.5%の負担を要請され、応じたことがある。
- ・ 催事の際に、請け負っている敷地内の警備に影響が出ないように、人員を増やして、敷地外の沿道の人たちの整理・誘導（契約外の業務）を行ったことがある。

警備業務の取引に関する実態調査について

4 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為(続き)

<具体的事例(続き)>

(3)取引の対価の一方的決定

・見積書を提出した後に、「3パーセント引いてほしい」と言われ、最終的には5パーセント引いて契約したことがある。その際、取引先から引下げの根拠は示されなかった。

(4)減額

・発注時に取り決めた1日当たりの単価について、業務が完了した後に、端数分(500円)を引き下げるよう要請され、応じたことがある。

(5)支払遅延

・「請求書が届いていない」といった取引先の事務処理ミスや、まだ工事が完了していないことを理由に、定められた支払期日(毎月末日締、翌月末日支払)から1か月遅れて代金が支払われたことがある。

(6)購入・利用の要請

・取引先の関連会社が販売するクリスマスケーキを複数購入するよう要請され、応じたことがある。

※ このほか、発注時に取引条件が記載された書面が交付されない、又は、必要な事項が記載されていない書面が交付された、といった事例がみられた。

警備業務の取引に関する実態調査について

5 取引を継続する理由

- ・ 優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けているにも関わらず、取引を継続する理由としては、①取引額が大きく取引を継続しなければ売上げが大幅に減少するため(43件)、②取引の継続が信用確保につながるため(32件)、③取引先のシェアが大きく有力な事業者のため(23件)の順に多かった。

6 今後の対応

- ・ 建設業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請
- ・ 警備業務の取引における問題となり得る行為の実態解明に努めるとともに、違反行為に接した場合には、迅速、厳正に対処